

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2018年(平成30年) January 1月号

新年のごあいさつ



鶴の渡来（出水市）

目次 CONTENTS

さくらじま..... 1
 新年のあいさつ 労働基準協会長..... 2
 新年のあいさつ 鹿児島労働局長..... 3
 平成29年度上半期 個別労働関係紛争解決制度の施行状況... 4
 建設業における墜落・転落災害防止
 対策強化キャンペーンの実施について（要請）..... 5
 労務管理あれこれ
 ～36協定の労働者の代表者を自動的に決めてもいいか～... 6
 産業保健 ～受動喫煙と産業保健～..... 7
 高齢者の雇用状況について..... 8
 平成29年 業種別死傷災害発生状況（11月末速報値）..... 8

平成29年度安全衛生教育促進運動のご案内..... 9～10
 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）
 対象労働者との雇用契約（継続雇用）について..... 11
 平成29年度労務管理改善等セミナーを開催しました..... 11
 特別な休暇制度の導入活用セミナーのご案内..... 12
 労働契約等解説セミナー2017のご案内..... 13
 パワーハラスメント対策支援セミナーのご案内..... 14
 最低賃金ワン・ストップ無料相談のご案内..... 15
 平成29年度鹿児島県労働災害防止研修会の開催について..... 16
 平成30年度技能講習・安全衛生教育等実施計画について..... 17
 平成30年2月の講習開催のご案内..... 18

さくらじま

仕事や個人旅行などで、鉄道をよく利用する。仕事では、九州新幹線や日豊線の特急を利用するが、個人旅行では、観光列車をしばしば利用する。九州はこの観光列車が発達している地域の一つと思う。南九州の観光列車には、鹿児島中央駅始発のものや、熊本駅始発のものにも乗車して、鹿児島県内はもちろん近隣の熊本や宮崎にも旅行した。

観光列車の旅でお気に入りの肥薩線を利用した旅行である。片道は新幹線を利用して八代から人吉、吉松、華人経由で鹿児島中央駅に戻るルートは、新幹線に加えて、3種類の観光列車に乗車ができる。また、車窓の風景も、八代から人吉の球磨川沿いのものから、人吉から吉松に向けての山間のものまであり、さらに、スイッチバックなど、昔の鉄道技術を用いた乗車体験もできる。最後は、錦江湾

を挟んで桜島を眺めながら中央駅へと向かう。川、山、海の沿線を通る大変変化に富んだルートであり、割引切符もあり、何度か乗車している。

さて、鉄道業から始まったKY活動のひとつに「指差呼称」がある。元は国鉄の機関車の運転士が行っていた安全動作であったが、今では鉄道業以外にも幅広い産業において行われている。この効果は、実験によっても検証されており、指差呼称をすることにより間違いの発生率が6分の1になるとの結果もあるとのことである。

こうした労働災害の防止の取組みは、同時に、列車の安全・定時運行に通じるものである。列車の事故は、ひとたび発生すると大きな死傷災害となるとともに、列車の運休・遅延となる。列車の旅をしながら、安全・定時運行がこうした一つ一つの安全活動によって支えられているを感じつつ、南九州各地の旅行を楽しんでいる。



新年のごあいさつ

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
会長 諏訪 健 笹

新年あけましておめでとうございます。

会員事業場の皆様におかれましては、すがすがしい新年をお迎えのことと存じます。

昨年は、当協会の各種事業の推進につきまして、関係機関をはじめ会員皆様の温かいご協力ご支援をいただきましたことを心より感謝申し上げます。

公益社団法人として法令遵守に努め適正な事業運営を行ってまいりますので、今後とも関係機関のご指導と会員の皆様のご理解、ご協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

さて、昨年の事業として、第一に「労働条件の確保や労働福祉の増進対策」及び「労働者の安全と健康の確保対策」に係る広報・啓発活動として、機関誌「鹿児島労基」による周知をはじめ、労務管理講習会の開催や全国安全週間・労働衛生週間説明会並びに鹿児島労働安全衛生大会、ゼロ災害運動危険予知トレーナー研修会など各種説明会や研修会等を開催いたしました。

また、長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」、職場における死亡災害撲滅に向けた啓発活動などを重点に実施したところです。

第二に、技能講習等の講習事業では、年間の講習実施計画に基づき、鹿児島教習所において各種運転技能講習及び作業主任者技能講習、安全衛生教育等を実施するなど、資格者の養成に努めてまいりました。

昨年3月には、教室棟を増築しより良い環境のもとで講習運営を行うなど、サービス向上に努めてきたところです。

第三に、健康診断・作業環境測定事業につきましては、健診計画に基づきヘルスサポートセンター鹿児島において室内健診をはじめ、各地の事業場を巡回するなど、きめ細かい健診を実施するとともに、がん検診など受診者のニーズを取り入れた健診を実施致しました。

また、ストレスチェックサービスの受診者は増加傾向にあることから、実施体制の整備、面接指導等の充実に取り組みしました。

今後も、疾病の早期発見はもちろん生活習慣病の予防や健康の保持・増進等を推進していくこととしています。

また、有害作業場の作業環境測定につきましても、作業環境測定法に基づく有機溶剤、特定化学物質、石綿、電離放射線等の各種作業環境測定を行うとともに精度管理の向上に努めてまいりました。

この他、県内各支部においては、本事業の一層のきめ細かい推進をはじめ労働保険の事務組合などの会員事業場サービス等も実施してまいりました。

新年を迎え、引き続き、講習事業や健康診断事業等を積極的に実施し、災害のない安心・安全で健康な職場づくりを推進していく所存でございます。

本年も、会員各位をはじめ、行政ご当局、関係機関の皆様の格段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、会員の皆様のご健勝と事業の益々のご発展をご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

謹んで新春のご祝詞を申し上げます

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会

平成30年元旦



会 長	諏 訪 健 笹
副 会 長	下 堂 蘭 知
副 会 長	橋 口 潤 一
副 会 長	森 山 裕 二
鹿 児 島 支 部 長	木 山 浩 幸
川 内 支 部 長	西 松 清 田
鹿 屋 支 部 長	加 世 吉 生
加 治 木 支 部 長	志 布 志 支 部 長
加 世 田 支 部 長	大 島 支 部 長
志 布 志 支 部 長	種 子 島 支 部 長
大 島 支 部 長	
種 子 島 支 部 長	
専 務 理 事	吉 本 耕 作





新年のごあいさつ

鹿児島労働局
局長 江原由明

明けましておめでとうございます。

新年を迎え、皆様のご健康とご繁栄を心よりお祝い申し上げます。

また、公益社団法人鹿児島県労働基準協会におかれては、鹿児島労働安全衛生大会の開催、労働安全衛生法に基づく各種技能講習の実施、労働災害防止のための教育・研修の開催、ヘルスサポートセンター鹿児島での健康診断の実施等、年間を通した幅広い活動に敬意を表します。

さて、鹿児島県の景気については、一部に弱い動きがみられるものの、緩やかに回復しつつあります。また、鹿児島県の雇用失業情勢についても有効求人数が前年を上回り、有効求人倍率が昭和38年4月の統計開始以来、過去最高を更新するなど、改善傾向が続いているところです。

このような状況の中、鹿児島労働局においては、総合労働行政機関としての役割を果たすべく、各種施策を展開しているところです。

特に、労働力人口が減少していく中、若者、女性、高齢者など、誰もが活躍できる「一億総活躍社会の実現」のために「働き方改革」に取り組むことが求められています。

「働き方改革」は、多様な働き方の選択を可能とし、働く方の就業機会の拡大、職業生活の充実や労働生産性の向上につながるものとして、政府の最重要課題にもなっております。

昨年3月にとりまとめられた「働き方改革実行計画」では、「同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善」、「罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正」をはじめとする様々な改革が示され、厚生労働省においては、働き方改革関連法の整備に向けて準備を進めているところです。

このため、当局においては、第一に、働き方改革に向けた取組を進めてまいります。特に、県内の多くを占める中小企業に取り組んでいただくために、各種助成金を活用した支援等を積極的に推進してまいります。

また、有期労働契約者が更新されて通算5年を超えた時は、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約に転換できる「無期転換ルール」がござります。当局では、無期転換の申込権が本格的に発生する本年4月を前に、無期転換の申込みを避ける目的で雇止めが行われることがないよう周知に取り組んでまいります。

第二に、雇用の安定を図るために、各種の雇用対策に取り組んでまいります。まず、公的職業訓練の活用や、県内でも4割を超える非正規労働者を正規労働者へ転換する業務の推進に取り組んでいます。

そのため、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を図る「鹿児島県正社員転換・待遇改善実現プラン」に基づく正社員就職の実現と不本意非正規雇用労働者の正社員転換及び労働者の希望や意欲・能力に応じた雇用形態、待遇の改善が図られるよう、積極的かつ継続的な取組を推進いたします。

また、学生・生徒の更なる就職内定率の向上や、就職後の職場への定着促進のため、大学や事業所と連携した一層の支援の取組が重要となります。

さらに、主体的に雇用創出に取り組む地域等の雇用機会創出の推進、生涯現役社会の実現に向けて65歳を超えても希望者全員が働ける制度導入の促進、また、障害者雇用については、能力と適性に応じた雇用の場に就職し、地域で自立した生活を送ることができるよう支援に取り組み、平成30年4月1日からの法定雇用率の引上げについて周知を行ってまいります。

第三に、働く方の労働条件や健康と安全の確保に取り組んでまいります。長時間労働による過労死など心身の健康障害は一人たりとも発生させてはならないとの強い意志で、長時間労働の解消をはじめとして、適正な労働条件で安心して働ける環境をつくるため、引き続き、監督・指導を徹底してまいります。特に、長時間労働や賃金不払残業を防止するため、労働時間を適正に把握していない企業には、労働時間適正把握ガイドラインに基づく指導を徹底するとともに、悪質な労働基準法等の違反については、書類送検を行うなど、厳正に対処してまいります。

また、近年大幅な引上げが続く最低賃金については、広報などによる周知や遵守状況の調査に積極的に取り組んでまいります。

安全衛生については、平成30年度から新たに第13次労働災害防止計画がスタートすることとなりますので、その計画に基づく労働災害防止対策や健康確保・職業性疾病対策などを推進してまいります。

第四に、労働保険料の適正徴収等への取り組みをしてまいります。労働保険料の適正徴収と労働保険の適用促進については、労働保険制度の健全な運営、費用負担の公平及び労働者の福祉の向上等の観点から、適正徴収に取り組むとともに、未手続事業一掃対策にも引き続き取り組んでまいります。また、電子申請の利用率向上が求められているなか、労働保険料の口座振替の制度及び年度更新手続における電子申請の利用拡大についても、一層の周知を図ってまいります。

新年においても、鹿児島労働局としては、総合労働行政機関として、「働き方改革」を始めとした各種の施策に積極的に取り組む所存でございます。

こうした施策の実効ある推進のためには、関係団体との連携が不可欠であり、とりわけ労働環境の整備推進に大きな役割を果たされている貴協会とはより一層の協力関係を維持、発展させていかなければならないと考えておりますので、本年も引き続きよろしくお願い申し上げます。

平成30年元旦

謹んで新年のお慶びを申し上げます



平成30年元旦

鹿児島労働局

局長	江原 由明
総務部長	片平 一哉
総務課長	藤田 正弘
労働保険徴収室長	福元 英幸
雇用環境・均等室長	大庭 直美
労働基準部長	吉野 英信
監督課長	恩田 基弘
賃金室長	上ノ原 勉
健康安全課長	大澤 隆
労災補償課長	西田 和宝
職業安定部長	布川 秀樹
職業安定課長	日高 謙次
需給調整事業室長	小屋敷 悟
職業対策課長	木村 正智
訓練室長	和田 滋

鹿児島労働基準監督署 署長	山崎 秀一
川内労働基準監督署 署長	水溜 栄作
鹿屋労働基準監督署 署長	夏迫 昭人
加治木労働基準監督署 署長	上園 敏朗
名瀬労働基準監督署 署長	西野 健二

平成29年度上半期 個別労働関係紛争解決制度の施行状況

～相談件数は減少するも、「いじめ・嫌がらせ」の相談、助言は増加～

鹿児島労働局雇用環境・均等室

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主の間における労働関係のトラブルを未然に防止し、早期に解決を図るための制度で、「総合労働相談」、労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」の3つの方法により紛争解決を図っています。

鹿児島労働局における平成29年度上半期の個別労働関係紛争解決制度の施行状況についてお知らせします。

民事上の相談件数は前年度と比べて減少。
助言・指導の申出件数は増加するも、あっせん申請は減少しました。

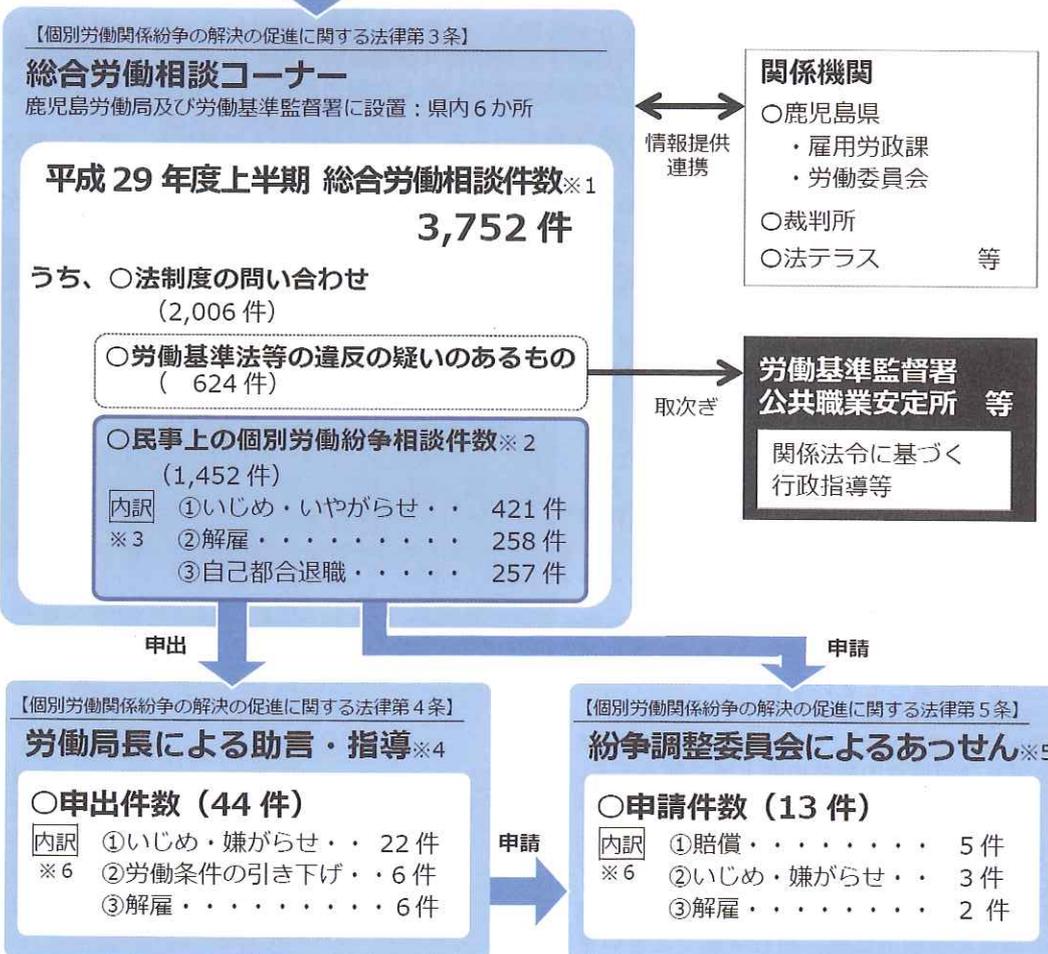
総合労働相談件数3,752件、うち民事上の個別労働相談件数1,452件（前年同期比10.5%減）

民事上の個別労働紛争の相談においては、「いじめ・嫌がらせ」が3年連続トップとなりました。

いじめ嫌がらせが421件（10.8%増）で、相談件数が減少する中でも増加している。

相談者

個別労働紛争解決制度の枠組み



総合労働相談コーナー
 電話番号
 鹿児島労働局 099-223-8239
 鹿児島署 099-214-9175
 川内署 0996-22-3225
 鹿屋署 0994-43-3385
 加治木署 0995-63-2035
 名瀬署 0997-52-0574

鹿児島労働局では、今後も労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせんの運用を的確に行い、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に取り組んでまいります。

※1 総合労働相談コーナーにおいて、あらゆる労働相談にワンストップで対応
 ※2 労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争に係る相談（労働基準法等の違反に係るものを除く）
 ※3 複数の内容にまたがる相談等が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。
 ※4 民事上の個別労働紛争について、労働局長が紛争当事者に対し、解決の方向性を示し、自主的な解決を促進
 ※5 労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授等労働問題の専門家）による解決の促進
 ※6 複数の内容にまたがる申出・申請が行われた場合には、複数の内容を件数に計上

建設業における墜落・転落災害防止対策強化 キャンペーンの実施について（要請）

（公社）鹿児島県労働基準協会

平成29年11月15日、鹿児島労働局長より当協会長へ建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーンの実施について別紙のとおり要請がありました。

墜落・転落災害の防止に向けて一層の取組をお願い致します。

（別紙）

鹿労発基1115第2号
平成29年11月15日

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会 殿

鹿児島労働局長

建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーンの実施について（要請）

平素より、労働災害の防止活動に対して、格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、鹿児島労働局における平成29年10月末時点の建設業における労働災害による死傷者数は232人で、前年同月比1人の増加となっています。死亡災害は8人で、前年同月比5人（166.7%）の大幅な増加となっています。

これについて、死傷者に係る事故の型別に内訳をみると、「墜落・転落災害」によるものは95人と、全体の40.9%を占めており、次いで、「飛来・落下」と「激突され」が、それぞれ19人となっています。また、死亡災害においては、8人のうち4人が「墜落・転落災害」により亡くなっています。

こういったことから、建設業における労働災害の減少を図るためには、墜落・転落災害の防止対策の一層の推進が喫緊の課題となっています。

また、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（平成28年法律第111号）に基づき本年6月に閣議決定された「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」においては、建設業における災害発生状況を踏まえ、「墜落・転落災害防止対策の充実強化」として、労働安全衛生規則上の措置に基づく措置の徹底を図るとともに、「足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱」（平成27年5月20日付け基安発0520第1号の別紙）の別添に示されている、労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及を図る旨が明記されたところです。

このような状況を踏まえ、厚生労働省においては、墜落・転落災害の防止に向けた重点的な取組として、災害の多発が懸念される年末年始の2ヶ月間（平成29年12月1日から平成30年1月31日まで）、「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を展開することとしました。

つきましては、傘下の事業場に対し、別添のリーフレットを活用し、労働安全衛生法令の遵守徹底及び「より安全な措置」等の普及促進につき、改めて周知いただくとともに、墜落・転落災害の防止について自主的な取組を一層強化していただくようお願いいたします。

No more！ 墜落・転落災害 @ 建設現場

平成29年秋以降、建設業における死亡災害が前年に比べて10%以上増加！
また、死亡災害のうち約49%が墜落・転落災害です！

「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」実施！

平成29年12月1日（金）～平成30年1月31日（水）

厚生労働省では、災害の多い年末年始に取り組んでいただきたい「年末・年始の震災運動期間」に合わせて、「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を展開します。期間中、建設現場における墜落・転落災害防止対策に重点的に取り組むため、各建設現場においても、元請・下請の両者が一体となって、墜落・転落災害防止対策を推進しましょう！

【建設業における労働災害の発生状況】

図1 死亡災害の事故の型別内訳（平成28年）



図2 墜落・転落災害の発生箇所（平成28年）



- 建設現場では、a～iの実施事項（基本事項）を要確認
- a. 作業床の設置 高さ2m以上の高所作業においては、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けましょう。
 - b. 手すり等の設置 高さ2m以上の作業床の端、開口部には、手すり、囲い等を設けましょう。
 - c. 安全帯の使用 高上の作業など作業床や手すり等の設備が面壁など、高い限り持たず、高所で作業を行う場合は、安全帯を使用しましょう。
 - d. 踏み板の設置 高上の作業は、踏み板、防網等を設けましょう。
 - e. 足場からの墜落防止措置 足場（一削足場を除く）には、足場の種類に応じて、手すり、中さん等の墜落防止措置を講じましょう。
 - f. 足場の点検の実施 毎日の作業の開始前や足場の組立て、解体時には、事前に足場の安全点検を実施しましょう。
 - g. 作業主任者の責任 高さ5m以上の足場の組立て、解体等の作業を行うときは、作業主任者を委任しましょう。
 - h. 特別教育の実施 足場の組立て・解体等の作業に労働者を従わせるときは、当該労働者に対し特別教育を実施しましょう。
 - i. 安全衛生教育 労働者を雇い入れたときは、安全帯の使用方法など安全行動が生じないよう、墜落・転落防止のための教育を行いましょう。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

墜落・転落災害防止の更なる取組を！！

墜落・転落災害を防止するためには、法令に定める措置（表面に記載したa～iの基本事項）を講ずるだけでなく、より安全な作業環境を形成していくことが重要です。

「墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を契機として、以下に示す取組を進めましょう。

本足場を設置して「より安全な措置」等に取り組みましょう

安全性が高い本足場であっても、墜落・転落災害は少なからず発生しています。法令の例としては、①荷物の上げ下ろしのために足場に一体的な開口部を設けたり、そこから墜落した。②足場の間隙や中さんの下方から身を振り出した際に墜落した。③足場の組立・解体時に、手すり等のない足場部分から墜落した。など多岐にわたっています。

本足場を設置することで、高所作業の安全性は高まりますが、それだけでは完全に墜落・転落災害を防止することはできません。このため、厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の防止のための「より安全な措置」を要として、以下の3点を推奨しています。

- 1. 上さん・構木などの設置**
 - わく組足場の場合
 - ・ 法定の措置に加え「上さん」を設置すること。
 - ・ 「手すり先行工法」を採用すること。
 - わく組足場以外の足場の場合
 - ・ 法定の措置に加え「構木」を設置すること。
- 2. 手すり先行工法、及び簡易な安心感のある足場の採用**
 - 「手すり先行工法」等に関するガイドライン」に基づいた手すり先行工法による足場の組立てを行うとともに、簡易な安心感のある足場を設置すること。
- 3. 足場等の安全点検の確実な実施**
 - 足場の組立て・表裏時等の点検は、十分な知識・経験がある者によって、チェックリストに基づいて行うこと。

その他（はしご・脚立、屋根の上など）の防止対策もご確認ください

はしご・脚立等からの墜落・転落災害は、特に高齢者で多く発生しています。はしごからの墜落・転落災害の防止は、はしごを壁面に固定する角度が25°以下に保たれるよう、はしごを上方で固定することが安全使用の要となります。※詳細は、労働局ホームページに掲載の「はしご」に関する安全対策をなくしましょう！参照（http://www.mhlw.go.jp/new_info/kobetu/roudou/kyosei/sanzen/anzan/dl/170322-1.pdf）。

屋根の上などでの墜落・転落災害防止対策
取組等では、ある程度の屋根上における作業等は、足場の設置が困難な場合があります。このような作業では、屋根を壁面下方から覆う。屋根上作業を制限できるようにすること等が、墜落・転落災害の防止に効果的であることが考えられます。※詳細は、労働局ホームページに掲載の「はしご」に関する安全対策をなくしましょう！参照（http://www.mhlw.go.jp/new_info/kobetu/roudou/kyosei/sanzen/anzan/dl/140526-1.pdf）。

労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

36協定の労働者の代表者を自動的に決めてもいいか

(Q) いわゆる36協定の労働者代表の選出方法について、投票や挙手による方法で行うべきことが労働基準法施行規則に規定されたと聞いております。これについては、これまでにも同様の内容が通達で示されていたと記憶しています。そこでお聞きしますが、施行規則にこれらのことが規定されたことで、法的拘束力やこれに違反した場合の協定の効力などに何か変わった面があるのでしょうか。

適正な選出者でなければ協定は無効

(A) ご指摘のとおり、平成11年の労働基準法の改正に伴い、改正法施行に関連する労働基準法施行規則などの関係省令の改正が行われています（平10・12・28 労働省令第45号）。

そして、ご質問にもありますように、労働基準法施行規則においては、36協定や社内預金を実施する場合の労使協定など、労働基準法に基づく労使協定の労働者側の締結当事者（過半数労組がない事業場のケース）の選出方法について、その要件を規定しています（同則第6条の2）。

その要件とは、①労働基準法第41条第2号に規定する管理・監督者でないこと②労働基準法に規定する労使協定などを行う者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手などの方法による手続きによって選出され

た者であること一とされています（同則第6条の2第1項第1号、第2号）。

ところで、これら労働者の過半数を代表する者の選出方法については、従前も行政解釈（昭63・1・1 基発第1号）において、前記規則と同様の内容が示されていたのは、お尋ねのとおりです。

しかし、結論をいえば、法的効力において以前と変わる面は何らありません。

例えば、36協定を例にみてみましょう。

36協定は、法定労働時間を超えて労働する場合に、労使が書面協定を行い、行政官庁に届け出ること、協定の範囲で時間外労働が可能となるものです。いってみれば、協定によって免罰効果が生じるわけです。

したがって、36協定の締結は適正なものでなければならず、その要件の一つとして、労働者側の協定締結当事者が労働者の過半数を代表する者の場合における選出方法が示されているわけです。

その場合、前記①及び②の要件に合致しない協定締結当事者は有効なものとはされず、そのように選ばれた当事者による協定は、協定自体が無効とされます。

そうすると、有効な36協定が存在しない状態の下で、仮に時間外労働が行われれば、それは労働基準法第32条違反となるわけです。

また、会社があらかじめ指名した者について信任を得るとか、労働者の親睦会の代表者など、労働基準法に基づく労使協定とは無関係なところで労働者の代表として選ばれている者を、自動的に36協定の締結当事者とすることも適正な選出方法とはされません。

「年末年始無災害運動」関連 中災防図書・用品

ポスター

異常なし！
ダブルチェックで念入りに
年末年始もゼロ災害

用品

図書

2017年版
年末年始働く人の
明るい職場 楽しい家庭

29) 年末年始無災害
実践ガイド

ご購入はコチラ

<http://www.jisha.or.jp/order/index.php>
TEL 03-3452-6401 FAX 03-3452-2480

受動喫煙と産業保健

鹿児島産業保健総合支援センター
産業保健相談員 徳留修身
(産業医・元 保健所長)

1983年頃から喫煙対策、禁煙教育に関わり、結核予防会結核研究所（東京）に在職中、1992年の「日本禁煙推進医師歯科医師連盟（略称：禁煙医師連盟）」設立に関わった立場から、受動喫煙及び新型タバコに関する最近の動きを紹介する。（健康への害を論じる際は「たばこ」ではなく、外来物として片仮名表記の「タバコ」を使用することが多い。）

さて、「分煙」という用語の使用頻度が減少しつつあることにお気づきの方もあろう。喫煙室を設けても、これに出入りする客や従業員もあり受動喫煙は防止できない。分煙では費用をかけても効果が少ないため、健康を守るには「分煙」ではなく「全面禁煙」に限るという考えが喫煙対策関係者の中では主流となっている。

受動喫煙を「タバコのおいが苦手かどうか」という「好き嫌い」の観点から捉えるべきではない。ある弁護士によれば、確実に健康をむしろ生命にかかわる「有毒物資」を他者に吸わせることは加害行為であり、悪質な場合は「暴行罪」にも問えるとのことである。

受動喫煙が発生する職場の代表として、喫煙を容認している飲食店を挙げることができる。客のほか、従業員の中にも未成年者や妊婦が含まれており、長時間の暴露は慢性疾患に加え、喘息発作、流産を含む様々な健康問題を引き起こすため、その防止は産業保健分野における重要な課題である。従業員は長い時間店内で働くため、施設の責任者は一層の配慮を要する。また、望まない受動喫煙を余儀なくされ、せっかくの料理を有害な煙で汚染されることは耐えがたいものである。

禁煙化が進んでいる国から日本を訪れる外国人が受動喫煙の被害にあう事態は避ける必要がある。2020年のオリンピック・パラリンピックを控えて、東京都のみならず、国レベルの対策が急がれる。

2010年にWHOとIOCとの間で「タバコのないオリンピック」の合意がなされて以来、冬季を含むすべてのオリンピック開催国で罰則付きの法規制を実施している。しかしわが国では議論が滞り、むしろ世界の流れに逆行するような動きがある。厚生労働省が前向きな案を示しても業界や議員からの抵抗により、妥協案では後退を繰

り返している。対策の前進を阻む側は、「禁煙化すると利用者（客）が減少する」と主張するが、これには根拠がない。平成29年1月、WHOは、米国NIH（国立衛生研究所）の一部門であるNCI（国立がん研究所）との共同で作成した報告書を公開した。その結論ではタバコ規制はバーやレストランの売り上げに影響しないとされている。英国ではパブに行く人がむしろ増加したなどの報告もある。この段落については厚生労働省のホームページ（※1）を参照されたい。

すでに非喫煙者が圧倒的な多数派となっており、喫煙者もタバコの害を正しく認識し禁煙治療を受けるなどの努力が必要であろう。飲食店の全面禁煙により非喫煙者や家族連れが店を利用しやすくなるため客の増加さえも期待できる。店の側も禁煙化に踏み切り、喫煙者には「禁煙に成功してまたご来店ください」と呼びかけていただきたい。

最後に、最近急速に普及しつつある加熱式タバコ（アイコス、プルームテック、グロー）について注意を喚起したい。

- ① 「加熱式タバコ」を試してみようかな、と思いませんか？
- ② 「加熱式タバコ」に変えたから安心、と思いませんか？
- ③ 禁煙の場所でも「加熱式タバコ」なら大丈夫、と思いませんか？

これら3問への解説は、筆者が役員を務める日本禁煙推進医師歯科医師連盟のホームページ（※2）に掲載しているので参照されたい。加熱式タバコでも受動喫煙が発生することにご注意を。

※1 受動喫煙防止対策の強化について（基本的な考え方の案）

URL : <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000153190.html>

※2 日本禁煙推進医師歯科医師連盟のホームページ

URL : <http://www.nosmoke-med.org/>

高齢者の雇用状況について

鹿児島労働局職業対策課

高齢者が年齢にかかわらず働けることができる「生涯現役社会の実現」に向け、65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年の廃止」、「定年の引き上げ」又は「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高齢者雇用確保措置）を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高齢者の雇用状況の報告を求めています。

今回の集計は、平成29年6月1日現在、鹿児島県内の従業員31人以上の企業2,015社の状況をまとめたものです。

- 1 65歳までの高齢者雇用確保措置の実施状況
 - 実施している企業の割合 ⇒ 99.7%（前年比変化なし） 全国平均99.7%
- 2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等の状況
 - ① 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合 ⇒ 78.7%（前年比1.5ポイント上昇：35社増加） 全国平均75.6%
 - ② 希望者全員が66歳以上まで働ける継続雇用制度を導入している企業の割合 ⇒ 6.5%（前年比0.5ポイント上昇：10社増加） 全国平均5.7%
 - ③ 70歳以上まで働ける企業の割合 ⇒ 24.3%（前年比2.1ポイント上昇：44社増加） 全国平均22.6%
- 3 今後の取組
 - ① 雇用確保措置未実施企業に対し計画的な個別指導を実施し、早期解消を図る。
 - ② 少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下等を踏まえ、「生涯現役社会の実現」に向け、65歳までの雇用確保を基盤としつつ、年齢にかかわらず働けることが可能な企業の普及・啓発等に取り組む。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【平成29年10月分】

県内有効求人倍率 1.22倍（前月比0.02P減）
全国有効求人倍率 1.55倍（前月比0.03P増）

県内正社員有効求人倍率 0.87倍（前年同月比0.18P増）
全国正社員有効求人倍率 1.06倍（前年同月比0.14P増）

※本県の雇用失業情勢は、景気が緩やかに回復しつつあることや、それに伴う人手不足を背景として、平成29年10月の県内有効求人倍率は統計開始以来過去4番目となり、18か月連続で1倍台を推移するなど、全体としては企業の採用意欲は高く、引き続き改善傾向にあります。産業によって求人増減にばらつきがみられます。今後の求人・求職の動きに注視が必要と思われます。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【特定求職者雇用開発助成金】

・特定就職困難者コース（60歳以上64歳未満）
・生涯現役コース（65歳以上）
高齢者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対する助成金制度です。
ご相談や詳細確認については、県内ハローワーク、または、鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。

【65歳超雇用推進助成金】

生涯現役社会の実現に向けて、65歳以上への定年の引上げ等や高齢者の雇用環境整備、高齢者の有期契約労働者を無期雇用へ転換した事業主に対する助成金制度です。
ご相談や詳細確認は、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（☎099-813-0132）へお問い合わせください。

平成29年 業種別死傷災害発生状況（平成29年11月分 速報版）

鹿児島労働局

	平成29年		平成28年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1641	17	1598	12	43	5
1 製造業	333	1	303	1	30	
1 食料品製造業	211	1	185	1	26	
4 木材・木製品製造業	22		16		6	
9 窯業土石製品製造業	18		12		6	
11～12 金属製品製造業	28		16		12	
13～15 機械器具製造業	17		22		-5	
上記以外の製造業	37		52		-15	
2 鉱業	5		5			
3 建設業	260	8	253	3	7	5
1 土木工事業	95	2	106	2	-11	
2 建築工事業	119	4	117	1	2	3
3 その他の建設業	46	2	30		16	2
4 運輸交通業	159	3	164	1	-5	2
1 鉄道・航空機業	8	1	7		1	1
2 道路旅客運送業	12		21		-9	
3 道路貨物運送業	138	2	135	1	3	1
4 その他の運輸交通業	1		1			
5 貨物取扱業	27		20		7	
1 陸上貨物取扱業	9		10		-1	
2 港湾運送業	18		10		8	
6 農林業	88	1	79	2	9	-1
1 農業	49		37		12	
2 林業	39	1	42	2	-3	-1
7 畜産・水産業	84	1	74	1	10	
8 商業	201	1	211	3	-11	-2
1 卸売業	31		27		3	
2 小売業	145	1	150	3	-5	-2
3 理美容業	3		2		1	
4 その他の商業	22		32		-10	
9 金融・広告業	22		22			
11 通信業	17		11		6	
12 教育・研究業	14		12		2	
13 保健衛生業	228		222		6	
1 医療保健業	94		85		9	
2 社会福祉施設	130		135		-5	
3 その他の保健衛生業	4		2		2	
14 接客娯楽業	98		110		-12	
1 旅館業	24		23		1	
2 飲食店	52		58		-6	
3 その他の接客娯楽業	22		29		-7	
上記以外の事業	105	2	112	1	-7	1
10 映画・演劇業						
15 清掃・と畜業	57	1	58		-1	1
16 官公署	1		2		-1	
17 その他の事業	47	1	52	1	-5	
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）	147	2	145	1	2	1
第三次産業（8～17）	685	3	700	4	-15	-1

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したものです。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上（災害によるもので、死亡者を含みます）の報告を指します。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。



平成29年度安全衛生教育促進運動の実施について

（公社）鹿児島県労働基準協会

中央労働災害防止協会は、労働者の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育の重要性を改めて認識し、特に法定の安全衛生教育等の実施を促進するため、本年も平成29年12月1日から平成30年4月30日までを実施期間として、平成29年度安全衛生教育促進運動を実施しています。

事業者におかれましては、雇い入れ時教育の徹底、運転資格、作業主任者の選任など確認を行い、必要な場合は教育の実施、技能講習等の受講をお願いします。

平成29年度

2017年12月1日 ▶ 2018年4月30日

安全衛生教育促進運動

事業主の皆さん!

労働安全衛生法により

雇入れ時教育・職長等教育・技能講習・特別教育などが
義務づけられています。



正しい知識で 職場を安全・健康に!

平成28年に前年を上回った休業4日以上の死傷者数は、平成29年も減少傾向がみられず、増加の一途をたどる業種もあるなど、厳しい状況となっています。死亡災害が夏場に急増したことを受け、厚生労働省は9月に労働災害防止団体や関係事業者団体に対し、職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請を行いました。

その中では、職場内の安全衛生活動の総点検の実施や事業場の安全管理体制の充実とともに、**効果的な安全衛生教育の実施**が求められています。

雇入れ時教育・**職長等教育**・**作業内容変更時教育**・**特別教育**等の徹底や **就業制限業務に係る資格取得** は労働安全衛生法で **義務付け**られており、労働災害を防止するうえで大変重要です。

技能講習・
特別教育が
必要な業務を
知りたい!

テキストは
どこで
買えるの?

安全衛生教育の
実施状況が
確認できる
チェックリストが
ほしい!

技能講習や
特別教育は
どこで実施
していますか?

安全衛生教育促進運動サイトをご覧ください。

詳しくはこちら  [安全衛生教育促進運動](#) で  [検索](#)

安全衛生教育に関する相談窓口はコチラ

《中央労働災害防止協会 安全衛生教育相談窓口》

電話 03-3452-6296 **メール** koho@jisha.or.jp

協賛団体

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人仮設工業会、一般社団法人全国登録教習機関協会、一般社団法人日本クレーン協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、公益財団法人安全衛生技術試験協会、公益財団法人産業医学振興財団、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、公益社団法人日本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本保安用品協会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会、高圧ガス保安協会、日本労働災害防止推進会、一般社団法人安全技術普及会

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）のご案内

（公社）鹿児島県労働基準協会

高齢者、障害者などの就職困難者を雇用する事業主をサポートする助成金についてご案内致します。
※支給要件などが変更される場合があります。念のため、鹿児島労働局またはハローワークにご確認ください。

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース） 対象労働者との雇用契約（継続雇用）について

当助成金は、高齢者、障害者、父子家庭の父、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワーク等の紹介により、雇入れ当初から継続して雇用することが確実である労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れるなど一定の要件を満たした事業主に対する助成制度です。

<継続して雇用する>とは

対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上（短時間労働者以外の重度障害者等を雇い入れる場合にあっては3年以上）であること。

「雇用期間が定めなし」であること、あるいは**「雇用期間の定めがある」場合は本人が希望すれば継続して雇用することが雇用契約書等に明示されていることが必要**です。

※「期間の定めあり」（有期雇用契約）の場合は以下のような文言が明示されている場合のみ、本助成金の対象となります。

- ・自動更新
- ・就業規則の懲戒規定に該当しない場合は更新する
- ・天災その他やむを得ない理由により事業継続が困難となった場合を除き更新する

※「期間の定めあり」（有期雇用契約）の場合に、以下のような場合は継続して雇用することが確実であるとは認められませんので、本助成金の対象とはなりません。

- ・更新条項や更新の有無の記載がない場合
- ・勤務成績、業務量、会社の経営状況等により更新が判断される場合
- ・試用期間を有期雇用契約している場合

◎対象者との契約内容（雇用契約書等の内容）を十分ご注意ください。

平成29年度労務管理改善等セミナーを開催しました

（公社）鹿児島県労働基準協会

鹿児島県最低賃金総合相談支援センター

（公社）全国労働基準関係団体連合会鹿児島県支部

平成29年11月28日、鹿児島市において労務管理改善等セミナーを開催致しました。

県内より企業の事業主・労務管理担当者18名の参加のもと、有期雇用契約のルールと無期転換への対応等、最低賃金引き上げに向けた支援事業等について末原社会保険労務士事務所の末原勉所長が講演を行いました。

特に平成30年4月以降、有期労働契約について労働者の申込みにより無期転換が生じることになるなど説明があり、参加者は有期労働契約のルールを確認していました。

また、最低賃金引き上げに向けた支援事業等では、業務改善助成金申請の書き方、留意事項等について様式集に基づき具体的な説明がありました。

当日は、最低賃金総合相談支援センターの相談窓口を開設し、各種相談に応じるなどしてセミナーを終了しました。





参加費無料

平成29年度厚生労働省委託事業
特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及のための広報事業
特別な休暇制度の導入活用セミナー

働く方々のさまざまな事情に対応した企業独自の、法定外の特別な休暇制度(病気休暇、裁判員休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、犯罪被害者などの被害回復のための休暇など)の重要性が高まっています。

本セミナーでは、病気休暇や裁判員休暇などの特別な休暇制度導入のヒントを皆様にご紹介します。事業主、企業の人事労務ご担当者など、本セミナーにご関心のある方を幅広く対象としています。皆様のご参加をお待ちしています。

開催日時

平成30年2月5日(月) 14:00~16:00

開催場所

A.R.Kビル 2階大ホール(A+B)
福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目17-5

内容

◇講演「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度」
(特別な休暇制度)の導入・活用について

※特別な休暇制度の意義や活用事例を通して、企業で特別な休暇制度を導入・利用促進に取り組むことの効果や必要性、そして仕事と生活の調和がもたらす企業のメリット等について

◇特別な休暇制度の事例の紹介

※特別な休暇制度の導入事例について、制度の内容や導入に際しての工夫・留意点、導入による効果等について

※働き方・休み方改善ポータルサイトの紹介

◇参加者からの質疑応答

定員数

100名 **参加費無料** ※申込期限は開催3日前ですが、満席となり次第締め切りとなります。

お問合せ先（セミナー事務局）

【厚生労働省委託事業実施機関】

株式会社日本能率協会総合研究所 ☎0120-676-715（平日：10時～17時） 担当：河野

【FAX用：特別な休暇制度の導入活用セミナー参加申込書】 FAX：03（6202）1294

お名前		参加開催場所	(上記開催場所1～7の番号をご記入ください。)
都道府県		市町村名	
所属企業等名称		所属部局課名	
電話番号		メールアドレス	
備考			

※お申込みの際にご記入いただく個人情報は、弊社の個人情報保護方針に基づき安全に管理し、保護の徹底に努めます。
また、本セミナーに必要な一連の業務以外に使用することはありません。
弊社のプライバシーポリシーについて、詳しくは弊社ホームページ <http://www.jmar.co.jp> をご覧ください。

参加無料厚生労働省委託事業 **労働契約等解説セミナー2017**

基礎セミナー/判例・事例セミナー

「安心」して「働く」ためのルール ～使用者と労働者の約束事＝「労働契約」とは～

平成29年度 厚生労働省委託事業

**労働契約等
解説セミナー
2017**

雇用される側(労働者)と雇用する側(使用者)をつなぐルールである“労働契約”について、基本的な事項をわかりやすく解説するセミナーを鹿児島県において開催します。本年度最後の開催となります。

労働契約法・労働基準法で定められていることなど、労働者の皆様が安心して働くために知っておくべき重要なルールや、労働者・使用者それぞれの権利・義務などをわかりやすく解説します。

無期転換ルールについては、平成30年4月から当該ルールに基づく本格的な無期転換申込権の発生が見込まれており、これに向けて準備を行う必要があります。ルールを正しく理解し、準備を進めるため、是非ご活用ください。

開催日時・会場

平成30年 2月15日(木) 天文館ビジョンホール6階ホール

時間

基礎セミナー 13:10～15:35
判例・事例セミナー 15:35～16:45
個別相談会 16:45～

定員各回70名 **参加費無料** ※先着順、定員に達し次第、締め切らせていただきます**お問合せ先**

労働契約等解説セミナー事務局 ☎03-6213-6150 e-mail:seminar.mhlw@tokiorisk.co.jp

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 製品安全・環境本部内

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア ウエストタワー23F

【申込書】 ※下記の申込書に必要事項を記載の上、FAX (03-3218-5801) にてお申ください。お申込は E メールでも受け付けています。E メールでお申込の際は、下記**申込書の内容**および**参加希望会場名**を、セミナー事務局(seminar.mhlw@tokiorisk.co.jp)までお送りください。

お申込み会場	月	日開催	会場
お申込回	基礎セミナー	セミナー開始 13:10	判例・事例セミナー セミナー開始 15:35
フリガナ	※ ご希望のセミナーに○を付けてください。両方のセミナーへの申し込みも可能です。		
お名前			
ご職業	a. 会社員（正社員・人事担当） b. 会社員（正社員・人事担当以外） c. 会社員（正社員以外） d. 会社役員・事業主 e. 求職中 f. 学生 g. その他（ ）		
	会社名 ※差し支えない範囲でご記入ください。		
ご連絡先 受講票の送付先となります。必ずご記入ください。	電話番号：（ ）	FAX 番号	（ ）
	メールアドレス：		
	ご住所 〒	—	

<個人情報の取扱いについて>

送信いただいた個人情報は、セミナー運営およびそれに準じる情報提供の目的のために使用いたします。当社は、ご本人の同意を得ないで、この利用目的の達成のために必要な範囲を超えて登録者の個人情報を利用いたしません。なお、当社が求める個人情報を記入いただけない場合、または登録内容に不備がある場合には、お申込を受け付けることができない可能性があります。当社にご登録いただいた個人情報の利用目的の通知、開示、訂正・追加・削除、利用・提供の拒否権を希望される場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえで、合理的な範囲で対応させていただきます。上記につき同意の上、セミナーへの申し込みをお願いします。個人情報に関する問い合わせ先：東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 コーポレートサービス部管理ユニット TEL03-5288-6580 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア ウエストタワー23F



厚生労働省委託事業

パワーハラスメント対策支援セミナー
(参加費無料)

職場でのいじめや嫌がらせ、パワーハラスメントが与える影響は深刻です。ひとたびパワハラが起こったら、企業は大きなダメージを受けます。パワハラ問題が起きる前に、予防対策を講じておくことが第一です。しかし、対策の必要性はわかるが、どう取り組めば良いのかわからない、という担当者の方も多いことでしょう。本セミナーでは、会社としてどのように取り組めば良いのか、何がポイントなのか、経験豊富な講師が具体的なノウハウをお伝えします。



日時・場所

●熊本県（熊本市）

2018年1月22日（月）13:30～16:30

熊本県民交流館パレア 会議室8

（熊本県中央区手取本町8番9号 テトリアくまもとビル ☎096-355-4300）

●鹿児島県（鹿児島市）

2018年1月23日（火）13:30～16:30

鹿児島県青少年育成県民会議 洋会議室

（鹿児島市鴨池新町1-8 ☎099-257-8226）

受講料 **無料**

対象 企業のパワハラ対策担当者 50～80名程度（事前申込制・先着順）

※個人の方のご参加はご遠慮頂いております。

プログラム

- 1 パワーハラスメント対策の導入にあたって
- 2 パワーハラスメント対策の基本的枠組みの構築
- 3 グループワーク
- 4 質疑応答

テキスト

「パワハラ対策導入マニュアル」を配布いたします。

講師

21世紀職業財団 ハラスメント防止研修客員講師

お申込みは FAXまたはWEBから

FAX:申込書にご記入の上、03-5844-1670へ

WEB:21世紀職業財団HP 厚生労働省委託事業パワハラ対策支援セミナー

<https://pawahara-seminar.jiwe.or.jp/events/>

（公財）21世紀職業財団 受託事業担当 行

参加申込書兼受講票

FAX:03-5844-1670

パワーハラスメント対策取組支援セミナー

※希望する会場の口に✓を入れてください。

熊本県 2018年1月22日（月）

鹿児島県 2018年1月23日（火）

会社・団体名			
所在地	〒		
TEL (必須)		FAX	
e-mail アドレス			
ご参加者の氏名	部署	役職	

最低賃金ワンストップ無料相談とは？

最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業事業主の皆さまを支援する事業です。賃金引上げを行うには、生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要になることがあります。こういった中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、ワンストップで無料相談に応じる場を全国に設けています。

ご相談の一例

経営に関する相談の例

- 販路開拓
- 新規事業
- 技術指導
- 資金調達
- マーケティング
- IT活用による経営力強化
- 支援制度のご案内など

労務管理に関する相談の例

- 賃金、退職金、労働時間制度の見直し
- 就業規則（賃金規定など）の改正
- 高齢者雇用
- 人材育成
- 労働安全衛生対策
- 業務改善助成金などの厚労省関係支援制度などのご案内

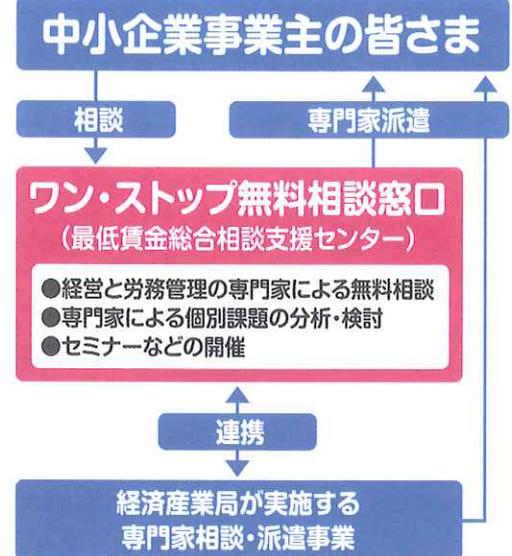
社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家の派遣

中小企業事業主の皆さまから、課題解決のための専門家派遣のご要望があった場合に、最低賃金総合相談支援センターまたは経済産業局が実施する事業から派遣された専門家が、事業場の実態を把握、分析した上で、具体的な課題解決手法を提案いたします。

※相談内容や会社の情報が他に漏れることは一切ありません。



中小企業専門家派遣・相談等支援事業



最低賃金ワンストップ無料相談窓口はこちら

鹿児島県最低賃金総合相談支援センター

〒892-8550
鹿児島市新屋敷町16-16
電話番号：0120-898-930
ホームページ：
<http://www.kakikyo.or.jp/saiteichingin.html>



本事業に関するお問い合わせ先

鹿児島労働局雇用環境・均等室

TEL：099-223-8239

平成29年度鹿児島県労働災害防止研修会のご案内

主催 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
後援 厚生労働省 鹿児島労働局

誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、労働災害の防止は不可欠です。国は、労働災害防止計画を策定し、死傷者数を削減する目標を掲げていますが、鹿児島県内においては、依然として多くの死傷災害が発生し、死亡災害にあっては前年に比べ増加という極めて憂慮すべき事態も想定されており、特に建設業における墜落・転落災害で多く発生しています。

このような状況に鑑み、当協会では、労働災害防止に向けて、労働災害の現状・課題のほか自主的安全衛生活動の促進に関する内容で研修会を開催することに致しました。

労働災害防止活動を振り返るとともに新年度に向けた取り組みの対策となれば幸いです。

経営者や企業・団体等の安全衛生担当者の皆様には是非ご出席頂きますようご案内申し上げます。

期 日 **平成30年2月16日**（金） 開会：13時30分 閉会：16時00分予定
【開場・受付は、12時45分からです。】

会 場 鹿児島県歴史資料センター「黎明館講堂」
鹿児島市城山町7-2（電話099-222-5100）
※専用駐車場有ります。

講演内容 講演 「最近の安全衛生行政について」（13：35～約40分間）
講師 鹿児島労働局 労働基準部健康安全課 担当官
講演 「職場巡視のポイント ～まさかこんな災害が！～」（14：25～約90分間）
講師 中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター
副所長 安全管理士 土屋 幸一 氏

参加費 **無料**（定員200名になり次第締め切らせていただきます。）

申込方法 下記申込書により**平成30年2月9日**（金）までにFAXでお申込み下さい。
（公社）鹿児島県労働基準協会 鹿児島市新屋敷町16-16
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

FAX 099- (226) 3622

下記のとおり申込みます。

平成29年度労働災害防止研修会参加申込書

事業場名				
所在地	〒		電話番号	()
			FAX番号	()
参加者氏名 受付番号は協会使用	受付番号		受付番号	
	受付番号		受付番号	

※ご記入頂いた個人情報については、当協会が責任を持って管理致します。

※参加証等はございませんので、当日会場へお越し下さい。

平成30年度 技能講習・安全衛生教育等実施計画表

（公社）鹿児島県労働基準協会

講習名	平成30年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成31年 1月	2月	3月	
技能講習	車両系建設機械運転（整地等）	教習所 鹿屋	教習所	教習所 教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	
	車両系建設機械運転（解体用）		教習所 教習所			教習所 教習所			教習所			教習所	
	フォークリフト運転	教習所	教習所	教習所 鹿屋	教習所 教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	
	不整地運搬車運転			教習所				教習所			教習所		
	小型移動式クレーン運転		教習所	教習所	川内 鹿屋 徳之島	教習所	岩川	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	
	床上操作式クレーン運転		教習所		教習所	教習所			教習所		教習所	教習所	
	玉掛け	教習所	教習所 鹿屋 種子島	教習所 教習所	教習所 徳之島	教習所	教習所 横川	教習所 川内 岩川	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所
	高所作業車運転	教習所	教習所		教習所	川内	教習所	教習所		教習所		教習所	教習所
	ガス溶接（未定）	（教習所）								（教習所）		（教習所）	
	有機溶剤作業主任者		オロシテイ			オロシテイ			オロシテイ			教習所	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所		教習所		教習所	教習所
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者		オロシテイ		オロシテイ			オロシテイ				教習所	
	石綿作業主任者				教習所				教習所				
	乾燥設備作業主任者						教習所					教習所	
	建築物等の鉄骨組立作業主任者					教習所							
教習	移動式クレーン運転実技教習	教習所			教習所			教習所		教習所		教習所	
特別教育	小型車両系建設機械運転（整地等）				教習所			教習所				教習所	
	ローラー運転		教習所					教習所			教習所		
	クレーン運転	教習所		教習所		教習所		教習所		教習所		教習所	
	アーク溶接等	教習所			教習所		教習所	教習所			教習所		
	研削といし（自由研削用）		教習所		教習所		教習所		教習所			教習所	
	巻上げ機運転	教習所						教習所				教習所	
	低圧電気取扱業務		教習所			教習所					教習所		
	酸素欠乏・硫化水素危険作業	教習所											
粉じん作業							教習所						
養成講習	安全衛生推進者			教習所					教習所			教習所	
	衛生推進者		オロシテイ			オロシテイ			オロシテイ				
一般	安全管理者選任時研修		教習所			教習所					教習所		
	職長教育		教習所		教習所		教習所			教習所		教習所	
準備講習	第1種衛生管理者準備講習			オロシテイ									
	第2種衛生管理者準備講習			オロシテイ									

切---り---取---り

平成30年度 技能講習・安全衛生教育のご案内送付依頼書

希望部数	部		
送付先名 （事業場名又は氏名）			
送付先住所	〒		
TEL		FAX	
担当者名			

《見本》



※平成30年2月中旬頃、発送予定です。希望者はFAXにてご依頼下さいますようお願いいたします。

FAX 099-226-3622 まで

平成30年2月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先
 (公社)鹿児島県労働基準協会 本部
 TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
 鹿児島基準協会 検索

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格	
[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 2/5~2/9	1/9~1/12	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者	
	【科目免除者】 2/5~2/6		【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)	
乾燥設備作業主任者	2/8~2/9	1/9~1/12	会員 12,392円 一般 13,392円	【受講資格】 ・乾燥設備の取扱作業に5年以上従事された方等	
車両系建設機械運転 (解体用)	2/13	1/15~1/19	会員 17,780円 一般 18,780円	【受講資格】 ・車両系建設機械運転(整地等)技能講習修了者	
有機溶剤作業主任者	2/15~2/16	1/15~1/19	会員 12,824円 一般 13,824円		
車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 2/19~2/23	1/22~1/26	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円		
	【科目免除者】 2/19~2/20		【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者	
玉掛	2/19~2/21	1/22~1/26	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	2/26~2/27	1/29~2/2	【全科目者】 会員 30,680円 一般 31,680円 【科目免除者】 会員 29,600円 一般 30,600円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者	2/28~3/2	1/29~2/2	会員 18,440円 一般 19,440円		
移動式クレーン運転実技教習 (5t以上)[実技免除]	2/26~3/3	1/29~2/2	【全科目者】 会員 89,720円 一般 90,720円 【学科免除者】 79,920円	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目 となっております。)	
特別教育	クレーン運転	2/5~2/6	1/9~1/12	会員 16,770円 一般 20,010円	
	巻き上げ機の運転	2/13~2/14	1/15~1/19	会員 15,340円 一般 18,580円	

〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
 2 詳細につきましては、ホームページをご覧くださいか、案内書をお取り寄せください。

ガス溶接技能講習の中止について

平成30年2月15日(木)~16日(金)に実施を予定しておりましたガス溶接技能講習は都合により中止とさせていただきます。受講のご準備をして頂いておりました関係者の皆様方にはご迷惑をおかけしますが、何卒、ご理解を賜りますようお願い致します。

なお、お忙しい中恐縮ですが、鹿児島県内におきまして、下記登録教習機関がガス溶接技能講習を平成30年1月から3月にかけて実施予定でございますので、ご案内させていただきます。

登録教習機関名 キヤタピラー九州鹿児島教習センター
 所在地 鹿児島県始良市加治木町木田2020
 電話番号 0995(62)7575
 講習会予定 平成30年1月15日~16日、2月4日~5日、3月7日~8日